

公益社団法人日本理学療法士協会
弔事への対応ならびに見舞金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会会員に弔事および被災があったときの弔意行動及び見舞金について定める。

(適用)

第2条 この規程の適用は、定款第5条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

第3条 弔慰金または見舞金を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員の死亡
- (2) 会員の住居が被災したとき
- (3) その他、必要と認められたとき

(届出義務)

第4条 会員またはその関係者がこの規程により弔慰金または見舞金を受けようとするときは、その事実を別記様式にて90日以内に協会事務局宛て届け出ることとする。

(弔慰金)

第5条 会員が死亡した場合は、原則として弔慰金、10,000円を支給する。

- 2 会長が必要と認めるときは、理事会の議を経て下記の弔意行動をとることができる。
 - (1) 弔電
 - (2) 供花
 - (3) 籠盛
 - (4) その他、葬儀等への参列など

(被災見舞金)

第6条 会員の住居が被災した場合、次の区分により以下の見舞金を支給する。

区分	全焼、全壊、全流失	30,000円
	半焼、半壊、半流失	20,000円
	状況に応じて	30,000円を上限とする。

(委任)

第7条 この規程に定めのないものでも、会長が必要と認めるときは常任理事会の議を経て支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程は、理事会の議決により改廃する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年2月10日より施行する。
- 2 この規程は、平成24年9月16日より一部改正し、施行する。

会 長	副会長	事務局長	事務長	係

弔慰金・見舞金支給申請書

公益社団法人日本理学療法士協会 会 長 半 田 一 登 殿 このたび、私、下記理由により、〈弔慰金・見舞金〉の支給を申請いたします。 ※いずれかに○ 平成 年 月 日 会員番号 _____ 氏名 _____ 印 住所 _____ 連絡先(電話番号) _____ 代理人氏名 _____ 印 本人との関係 _____ 住所 _____ 連絡先(電話番号) _____			
申請額	円	決定額	円 ※事務局記入
申請事由 上記事由に相違ありません。 平成 年 月 日 所属都道府県理学療法士会 会長氏名 _____ 印			
振込口座 _____ 銀行 _____ 支店 _____ 種別 普通 当座 口座番号 _____ 口座名義人 _____			

Ⅲ 会員・役員